

## 滋賀県環境経営会議（平成 25 年 11 月 12 日開催）の概要

開催日時	平成 25 年 11 月 12 日（火） 9 時 30 分～10 時 10 分
開催場所	防災対策会議室
出席者	<p>(委員)          嘉田知事・西嶋副知事・知事公室長・総合政策部長・総務部長・琵琶湖環境部長・健康福祉部長・商工観光労働部長・農政水産部長・土木交通部長・会計管理者・企業庁長・病院事業庁長・議会事務局長・監査委員事務局長・教育長</p> <p>(部門管理責任者)          琵琶湖環境部長（再掲）、琵琶湖環境部次長、土木交通部次長</p> <p>(事務局)          環境政策課、循環社会推進課、温暖化対策課、監理課</p>
議 事	滋賀県庁環境マネジメントシステムに係る各取組の進捗状況および平成 24 年度取組実績について
<p>環境管理総責任者から環境マネジメントシステム全体の進捗管理の状況を報告し、環境方針に基づく各取組の部門管理責任者から、各取組の進捗状況および平成 24 年度の取組実績の報告等を行った。</p> <p><b>●全体の進捗状況</b></p> <p>環境方針や各部門の個別の計画や指針に基づき、各部門で取組を推進している。年度初めに各部門での取組予定、年度の間である 9 月には取組の進捗状況を情報共有し、環境マネジメントシステムが順調に運用されていることを確認した。</p> <p>当会議において、各取組状況を報告しシステム全体の点検・見直しを行っていくとともに、次期滋賀県環境総合計画が策定された後には、環境方針を見直し新たな環境方針を決めることとなる旨の報告がされた。</p> <p><b>●個別取組の進捗状況</b></p> <p><b>(1) 基本方針 1：総合的な環境保全施策の推進（環境総合計画の推進）</b></p> <p>環境総合計画の進行管理は、数値指標の進行状況の把握、重点プロジェクトの実施状況の点検と評価により実施している。</p> <p>数値指標については、具体的な数値を設定している 30 指標のうち、平成 25 年度の目標を達成しているものが 16 指標、75%を上回る達成率となっているものが 4 指標であり、進捗状況は概ね順調であると考えている。</p> <p>計画の 2 本の柱である「低炭素社会の実現」、「琵琶湖環境の再生」に関する重点プロジェクトについては、取組状況は概ね順調であるものの、「みるエコおうみ」プロジェクトについては、普及は進んでいない。一方で、電力事業者が提供する様々なツールの普及により、家庭での二酸化炭素の見える化は進んでいることから、本プロジェクトの見直しを検討していく必要がある。また「しが炭素基金」プロジェクトについては、基金を設立したが、キャップをかけて基金への拠出を求める仕組みではなく、オフセット制度ではない手法による低炭</p>	

素へ向けた支援取組となっていることから、当初のねらいであるカーボンオフセット制度の仕組みが成り立っていない状況である。

10月28日開催の環境審議会環境企画部会に計画の進行管理の状況を報告し、委員からは「指標の数値だけでなく、効果も分かるように記述すべき」等の指摘をいただいた。

平成25年度は現在の第三次滋賀県環境総合計画の終期を迎えることから、次期総合計画の検討および進行管理の方法等について検討を開始したい。

## **(2) 基本方針2：事業活動における積極的な環境配慮の実施**

### **① 公共事業における環境配慮指針**

環境方針を事業活動に反映させるため、「公共事業に係る環境配慮指針」を策定・運用している。これまで「土木部門」、「農林水産部門」、「公共建築部門」でそれぞれに策定・運用されていた環境配慮指針を一本化し、平成24年度から運用している。

計画・設計・施工段階でそれぞれチェックリストにより環境配慮への取組状況を4段階評価し、実施率（実施したか）・点検率（検討したか）により管理している。平成24年度の実績としては、実施率・点検率はほぼ目標値を達成しているものの、タブノキ林の伐採事故により土木部門の施工段階において、点検率が目標の100%に及ばず、99%となっている。

従来は取組の適用外としていた一定規模未満の事業についても、平成24年度から新たな指針として実施したが、再度指針に基づき実施するよう周知徹底を図り、引き続き環境配慮への取組を実施していきたい。

### **② 生物環境アドバイザー制度**

生物環境に配慮すべき場所での工事について、生物環境アドバイザーから助言を受けている。現在アドバイザーとして34名の専門家に就任いただいております。平成24年度の制度適用箇所は12箇所、平成25年度も同じく12箇所である。

今後は完了後の確認調査の実施も含め、制度を継続していきたい。

### **③ 再資源化等促進のための実施指針**

公共工事における建設副産物の発生抑制・再使用・再生利用とともに発生土の有効利用の促進に取り組んでいる。取組の実績は、建設副産物対策近畿地方連絡協議会で取りまとめられており、平成23年度の集計結果は、近畿の平均値を各品目とも上回っているものの、利用土砂の建設発生土利用率は近畿の平均値を下回っている状況である。これについては、建設残土のストック場所等の確保により、今後ともリサイクル率の向上に努めていきたい。

## **(3) 環境に配慮した庁舎管理や事務活動の推進**

### **① 滋賀県グリーン購入基本方針**

毎年度「滋賀県グリーン購入基本方針」に基づき、分野ごとに幹事課を設け、全庁で基本方針に則した取組を実施している。

平成24年度の実績は、「物品」の調達率97.15%であり、平成23年度も98.17%と、毎年高い水準を保っている。「設備」の調達品目である太陽光発電システムについては調達できなかったが、平成25年度については、平成24年度繰り越し予算による導入予定がある。「公共工事」については、「一般土木工事共通仕様書付則」において、使用の推進を図ることを明記し、積極的な調達を推進した。「役務」の「食堂」については、委託契約書に環境配慮の項目を追加することで取組を推進し、「売店」については、容器包装削減等の取組を推進した。

今後もこれらのPDCAサイクルに基づき、引き続き進行管理を行う。

## ②環境にやさしい県庁率先行動計画（グリーン・オフィス滋賀）

「環境にやさしい県庁率先行動計画」に基づき、省エネルギー、ごみの減量化等に取り組んでいる。

平成 25 年度は、各所属において年度当初に所属目標および取組計画を設定し、グリーン・オフィス推進員を中心として環境行動の取組を実施している。夏の節電の取組については、「夏の節電クールアクション 2013」を策定し、各所属での取組み状況について、7月に自己点検を実施した。

平成 25 年度の実績は、温室効果ガス排出量については、対前年度比 8.9%、対 21 年度比 48.8%の増加となった。この原因は、火力発電割合の増加による排出係数の大幅な増加によるものだが、排出係数を平成 21 年度の値で固定した場合でも、対前年度比 0.9%、対 21 年度比 1.4%の減少にとどまっている。エネルギー使用量のうち、電気使用量の削減がわずかとなっている理由としては、エネルギー使用量全体の約 7 割を占めているのが企業庁、病院事業庁、県立学校であり、これらの施設における削減が困難であることから大きな削減につながっていない。紙の使用量については、各所属において電子決裁率の向上、両面印刷・裏面利用の取組を行っているものの、PPC 用紙購入量は年々増加する傾向にある。その要因として、コピーカウント数は減少傾向にあるが、プリンタでの使用量が年々増加していることが挙げられる。さらに、高速印刷機・輪転機の利用が普及してきていることも要因として考えられることから、今後これらの推移についても追っていきたい。

今後の課題として、温室効果ガス排出量については、目標達成に向けて電気使用量の削減の取組が重要であり、引き続き所属での取組の徹底を図るとともに、設備更新や施設改修等についても検討していく必要があると考えている。PPC 用紙購入量については、両面印刷や裏面利用の徹底を図っていく。また、職場研修において紙使用の削減に向けた意識改革を行っているものの、なかなか削減は難しい。例えば、環境省で実施されている毎月の使用枚数の割り当てによる削減の取組を参考にするなどして、効果的な取組を行っていきたい。

## （４）環境関連法令等の確実な順守および環境汚染の未然防止（環境リスクマネジメント）

県有施設における環境関連法令等の遵守および環境汚染事故等の未然に防止するため、「環境リスクマネジメント実施要領」に基づき取組を実施している。

平成 25 年度は、年度初めに環境管理および環境汚染事故への対応のためのマニュアル、環境法令等登録簿の更新を各所属で実施した。また、法令遵守や事故防止の徹底のため、各所属担当職員や監査員に対して公害関係や危険物、高圧ガス等についての研修会を、昨年度 1 回のところ今年度は 7 月に 2 回実施した。8 月からは、各環境事務所と環境政策課の職員による環境リスクマネジメントに関する監査を開始しており、11 月までに約 3 分の 1 の環境法令適用所属を対象に監査を行っている。監査期間終了後は、関係課からなる環境リスクマネジメント委員会において、1 年間の取組結果を評価し、次年度の取組み方針等を決定する。

平成 24 年度は、39 所属に監査を実施し、指導や助言を行うとともに推奨事項をヒアリングした。指導や助言を行った所属は、延べ 40 所属 83 項目で、最も多い指導事項は廃棄物処理法に基づく「産業廃棄物保管場所の掲示」である。これらについては適正に是正を行うとともに、結果について共通事務支援システムに掲載するなど各所属に対して情報共有を行っている。

## ●意見等

### 委員：

グリーン・オフィス滋賀の取組について、紙と電気使用量の課題を皆で認識できたと思うが、これを今後どうしていくか事務局の方で何か考えていれば説明してほしい。

### 事務局：

紙の使用量については、特に県立学校において PPC 用紙購入量が増加しており、これは、更紙から PPC 用紙に切り替えたとのことだが、必ずしも PPC 用紙購入量と更紙購入量の増減量が一致しておらず、また各部門においても増減があることから、職場研修において削減に向けた取組について確認していただいているところ。また、会議で配られる資料についても紙の使用量を削減できないか、職場研修の結果を踏まえて検討していきたい。

電気の使用量については、エネルギー使用量全体で9%（対平成21年度比）という削減目標と比較すると順調ではない。ソフト面だけの対策だけでは難しく、本庁の削減において大きな効果があった空調や電灯の改修など施設面での対応も併せて考えていきたい。

### 委員：

節電に対するアイデアは出尽くしている。新たな設備設置による使用量の増加が原因とすることであれば、それに相当する電力量削減のための自然エネルギー導入への投資を上乗せするといった、大きな方針を示していただけるなら、我々の設備投資を後押しできると思う。太陽光発電設置にしても関係団体の理解が得にくい。県として電力使用量削減に向けた大きな後押しとなる方針を作れるということであれば、関係団体にも説明できる。

### 委員：

紙の使用量の削減については、抜本的な対策をしないと削減できないのではないかと課題止まりにせず、対策をどうするか全庁的に検討する必要がある。

### 部門管理責任者：

対応については検討していきたい。再生可能エネルギーの導入にグリーンニューディール基金を活用していただけたらと思う。

### 委員：

各取組について、実施できていないもの、長年引きずっているものもあり、抜本的な対策が必要である。精査をし、評価の仕方や項目も含めた見直し、また漫然と形式的なものではなく、時にはドラスティックな対策の打ち出しも必要と思う。それが当環境経営会議に求められていることではないか。各取組は概ね順調であるが、本日の各意見も踏まえながら引き続き実施していただきたい。

以上